

Q&A

中国ビジネス Q&A

中国企業の経営権取得(持分取得・資

Q 日本企業である当社は、中国に販売会社を設立する意向がありますが、中国所在の某社(中国企業100%出資)から経営権を譲りたいとの話を持ちかけられています。これについて、どのような経営権取得方法、リスク対応策が考えられるか教えてください。

A 中国某社の株主よりその出資持分を買取る方法(以下、「持分買収」という)と、貴社が新規に販売会社を設立して中国某社の資産や経営資源を買い取る方法(以下、「資産買収」という)が考えられます。

1. 「持分買収」と「資産買収」のメリット・デメリット

「持分買収」または「資産買収」の方法を採用することで、販売会社を設立し、自力で市場を開拓して、顧客基盤を構築する手間と時間を大幅に節約できることとなります。

(1)「持分買収」とは、この中国某社(以下、対象会社という)の株主からその持分の一部又は全部を買い取ることをいいます。「持分買収」では、対象会社に存在する法令違反や納税漏れ等の瑕疵事項(経営リスク)を、潜在するものも含めて、出資比率に応じて貴社が株主として引き継がなければならないというリスクがありますが、対象会社の所有する有形・無形の資産や経営資源を自動的かつ全面的に継承できるというメリットがあります。リスク対応策としては、瑕疵事項の解消を買収条件とすること、または買収契約の中で買収以前から存在する瑕疵事項が買収後に顕在化した場合の売主責任や経済損失は全て元の株主が引き受ける旨(いわゆる瑕疵担保責任)を明確にすることが考えられます。対象会社の増資を貴社が引き受ける方法(第三者引受増資)の場合も、リスク等の考え方は「持分買収」の場合と同じです。

(2)「資産買収」とは、文字通り対象会社の有形・無形資産を買い取ることを意味しますが、これらオンバランスの資産を買い取るだけでなく、販路・店舗網・顧客基盤といったオフバランスの経営資源や営業権を買取るとも「資産買収」の一形態です。「資産買収」は、対象会社の経営リスクとは完全に切り離されるメリットがある一方、これらの資産や経営資源を、契約ベースで一つひとつ条件を決めて買い取らなければならないという作

業負担がある点がデメリットです。また、「資産買収」においては、まず自力で会社を設立し、この新設会社を対象会社に対し「資産買収」を行うこととなりますので、その為の資金として新設会社の資本金を十分に準備しておく必要があります。なお、対象会社は主要な資産を売り渡した後もその法人格は残りますので、この対象会社の株主は「資産買収」完了後に対象会社を処理する(清算する又は他の事業を経営する)必要があります。

(3)いずれの方法を選択するとしても、対象会社に対し財務・法務・労務分野でのデューデリジダンス(買収監査)を行って、対象会社に存在する瑕疵事項やそのリスクの軽重の度合いを把握することがまず必要となります。また、国有企業からの持分買取りの場合を除き、「持分買収」、「資産買収」いずれの場合も、買収価格は基本的に買収当事者間での協議により決定することができますが、『外国投資者の国内企業合併買収に関する規定』第14条において、「不当な国外への資産流出を防ぐため、譲渡受けしようとする持分に対する資産評価機構の評価結果を取引価格確定の根拠としなければならない、明らかに評価結果を下回る価格で持分を譲渡することを禁止する」旨が規定されていますので、対象会社に対して資産査定・会社価値評価を行って、適正な買取り価格を設定することも重要です。

2. 「持分買収」、「資産買収」に関わる手続き上の主な注意事項

(1)「持分買収」

①デューデリジダンス、資産査定・会社価値評価の結果に従って、対象会社の株主との間で「持分買収」に関わる諸条件について協議し、持分買収協議書を締結します。

産取得) について

株式会社華鐘コンサルティング東京事務所 所長兼コンサルティング部長
高倉洋一

当該協議書の中で先に述べた瑕疵担保責任条項について明確に規定することが重要です。

②対象企業の株主の持分のすべてを買収すれば、貴社100%出資の外商独資企業となります。持分の一部を買収の場合には中外合併企業となります。ゆえに、前者の場合には、『会社法』及び『外資企業法』に従って、外商独資企業としての定款を作成することになり、後者の場合、『合併経営企業法』に従って、合併契約書及び中外合併企業としての定款を作成することになります。

③外国企業である貴社は、持分買収に関して相応の審査批准権限を有する審査批准機関（商務部門等）へ申請し、認可取得を行う必要があります。持分買収により、対象企業は内資企業から外商投資企業に改組される為、審査批准機関は『外商投資産業指導目録』に則って外資参入が可能な業界かどうか等を審査することになります。認可取得後、企業の株主変更登記を所管の工商行政管理部門で行い、持分買収後の会社の「営業許可証」を取得します。

④対象企業の株主に国有企業が入っている場合は、持分の買収に当たっては、その持分買収価格は国有資産評価機関による資産評価価格に従うこと、国有資産交易所において公募入札を行うこと等が通常の手続きに加えて必要となり、時間もかかるため注意が必要です。

(2)「資産買収」

①まず、貴社が「資産買収」を行う会社を中国に設立するため、相応の審査批准権限を有する審査批准機関（商務部門等）へ申請し、認可取得を行い、認可取得後、所管の工商行政管理部門にて会社設立登記を行い、会社の「営業許可証」を取得します。その上で、先述の通り、買収する資産や経営資源の内容に応じて、対象企業と新設会社との間で資産買収契約書を個別に契約し、一つひとつ買い取りを実施することになります。

②従業員の引き継ぎは、対象企業と従業員とは労働契約を協議一致の上で解除してもらい、必要とする従業員とは新設会社との間で新規に労働契約を締結します。この場合、従業員の対象会社における勤続年数（工龄）は

確実に断ち切り、対象企業が経済補償金を支払うようにすることが大切です。

③対象会社が有する債権の継承に当たっては、『契約法』の規定に基づき、対象企業、新設会社の二者間で譲渡契約を締結するとともに、債務者へは通知を行う必要があります。通知していない当該譲渡は債務者に対する効力を持ちません。

④対象会社が有する債務の継承に当たっては、債権者、対象企業、新設会社の三者間で譲渡契約を締結する必要があります。

⑤仕入・販売契約やアフターサービス、品質保証等の引き継ぎについては、取引先・相手先企業・新規設立した販売会社の三者間で契約を締結するか、あるいは取引先が同意をするのであれば、現在の契約を解除して、新たな契約を二者間で締結することも考えられます。

⑥一般納税人資格の取得も考慮する必要があります。新会社の「営業許可証」取得後、実際に増値税専用発票を発行できるようになるまでには少なくとも2カ月程度は見ておくのが無難であり、この点も考慮して取引先と商談する必要があります。（もちろん、一般納税人資格の取得前であっても商談は行うことができ、取引先の了解があれば、商品を先に販売して、一般納税人資格を取得後に増値税専用発票を渡すことはできます）

※実務に当たっては、例えば「持分買収」する相手先企業の株主は、会社定款を修正すること、持分譲渡について関連法令に従って決議すること等が必要であり、株主が複数いる場合は、持分を譲渡についてその他の株主より関連法令に従った同意を得ること、同等の条件においてはその他の株主が優先買取権を有すること等に注意が必要です。また、外国企業は、独占禁止法や国家安全審査制度に基づく届け出の要否にも注意する必要があります。

※具体的な案件においては様々な状況が考えられますので、弊社ほかの専門家に税務面も含めて事前に相談されることをお勧めします。